

(参考資料)

津山市加入保険の概要

(1) 建物総合損害共済（全国市有物件災害共済会）

市が所有あるいは管理を行っている物件（建物・工作物・動産）災害（火災・落雷・車の衝突・風災・水災・雪災等）により損害を被った場合、てん補する保険。

(2) 市民総合賠償保険（全国市長会）

ア 賠償責任保険

市が所有・使用・管理する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害をてん補する保険。

◆賠償責任保険の支払限度額

①身体事故について

1名につき 1億円

1事故につき 10億円

②財物事故について

1事故につき 2,000万円

イ 補償保険

①市主催の行事に参加中、②団体又は住民個人が、市の管理下で市から依頼を受けた住民に対するボランティア活動中、急激かつ偶然な外来の事故により被災した住民に対して、市の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、市が支払う補償金（見舞金）をてん補する保険。

◆補償保険

①死亡・後遺障害保険金

死亡について 100万円

後遺障害について 程度に応じて死亡保険金額の4%～100%

②入院補償保険金 入院日数に応じて1万円～15万円

③通院補償保険金 通院日数に応じて1万円～6万円

(通院6日目から支給対象)

※ただし、指定管理者が独自に行う事業については、本保険の対象外となるため、指定管理者は、仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。